

文京区補助金等チェックシート

所属 区議会事務局

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	政務活動費								
根拠規定等	地方自治法、文京区議会政務活動費の交付に関する条例、文京区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則								
創設年月	昭和	36	年	7	月	経過年数 〔自動計算〕	52年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	25	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	1年		
見直しの内容	名称を、「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めることとした。								
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号	
	1議会費	1議会費	1議会費	7政務活動費		1政務活動費			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要になっている。このような中において、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年から地方自治法に政務調査費（平成25年3月から政務活動費）交付制度が設けられている。								
補助事業等の内容	地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、文京区議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付する。								
補助対象経費の内容	政務活動費は、会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。								
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO（特定非営利活動団体） <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 文京区議会の会派又は議員								
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率（補助率） <input type="checkbox"/> 定額（補助額）								
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助単価（補助単価 140,000円 単位 月） <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 規模等が類似する23区における交付額を参考に設定								
公募の状況	非公募								
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書（写し） <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他（ ）								
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独			負担割合	区	国	都	補助対象者	
	<input type="checkbox"/> 補助（区上乗せ無し） <input type="checkbox"/> 補助（区上乗せ有り）			上乗せの内容・理由					

### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	議会は、社会情勢や区民ニーズの変化に的確に対応して、着実に活性化(審議能力の強化等)を図っていく必要がある。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	C	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	議会が活性化し、それが区政に反映されれば、区政の発展と区民生活の向上につながるようになる。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	議員の調査研究その他の活動が制限され、議会の活性化に支障を来すことになる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	補助対象である、会派と議員に制度周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付先は、法令等に規定されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	政務活動費の補助額を議員報酬に上乘せする方法が考えられる。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	本会議、委員会等での審議の際に、政務活動費による調査研究が生かされた質疑が行われている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	「今後の議会運営に係る懇談会」を設置して、議会活性化に向けた課題を検討し、通年議会を平成26年から導入するなど、効果は認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	各会派(議員)は、政務活動として、住民相談や区民意見の聴取等を行い、区民要望を把握し、要望の実現に向けた取組を区に働き掛けている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	法令等の規定により交付している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	議会内部で「政務活動費の使用に係る留意事項について」(平成25年2月25日議会運営委員会決定)を定め、政務活動費の使途が補助目的に合致するよう努めている。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	政務活動費の全ての支出について領収書その他の支出の事実を明らかにする書類の添付を義務付けている。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	8	7	7	5
決算(予算)額	55,041	53,487	53,609	56,840
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	55,041	53,487	53,609	56,840
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	交付団体名:文京区議会の会派〔改革ぶんきょう、自由民主党文京区議団、日本共産党文京区議会議員団、市民の広場・文京、公明党文京区議団、文京区議会みんなの党(新選・文京)、至誠無我の会〕 成果:本会議、委員会等での審議の際に、政務活動費による調査研究が生かされた質疑が行われている。			

### 5 課題及び今後の方向性

政務活動費は、いくつかの自治体において不適切な支出が新聞等で報道され、社会的な問題になっている。議長は、文京区議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年2月文京区条例第2号)第13条の規定により、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされているため、今後、その実態が区民に分かるような取組について検討していく必要がある。

政務活動費は、議員の本分である区政の向上と発展のための調査研究活動の一助となっており、今後とも、議会の機能と役割が更に大きくなる中、補助金を交付することで、議会活動の活性化と区政の健全な発展向上につながるものと考えている。